

狭あい道路拡幅整備協議申出書の電子受付を開始します

現在、狭あい道路拡幅整備協議申出書については、電子申請ツール（Logo フォーム）を用いて事前相談を行っておりますが、令和4年5月16日より、事前相談を行った申請については、事前相談の終了後、**添付書類をそのまま本申請書類として活用し、本申請として受理**を開始致します。これにより、申請時の来庁や書類での提出が不要となります。

なお、**本申請決裁終了後の後退杭等の支給**については、**原則、窓口へ**の来庁が必要となります。

【様式集】川崎市 HP **狭あい道路拡幅整備事業について** 検索

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000017817.html>

手続きのながれ

1. 電子申請ツール(Logo フォーム)による事前相談の提出



- ・事前相談の提出には申請書類一式の準備が必要となります。
- ・以下の申請フォームから事前相談を申請してください。

Logo フォーム : <https://logoform.jp/form/FUQz/5092>



2. 担当による書類確認



- ・担当による書類確認には、提出から**概ね3営業日程度**かかります。
- ・修正があった場合の修正書類の送付先は、Logo フォームでの再申請ではなく**建築審査課のメールアドレス** (50kesins@city.kawasaki.jp) へ送付をしてください。

新

3. 事前申請書類を本申請書類として受理



- ・本申請受理となる際は、申請者(代理者)あてに連絡を致します。
- ・受理印を押した申請書表紙のデータをメール送付致します。

4. 決裁



- ・決裁には**概ね1週間～10日程度**かかります。
- ※決裁に伴い、書類等の修正等を依頼する場合がございますのでご了承ください。

5. 後退杭・後退鋏等の支給



- ・原則、**窓口**に来庁いただき、**直接支給**を致します。
- ・**後退鋏・中心鋏**については、返信用封筒(切手添付)を送付いただいた場合、郵送にて支給が可能です。返信用封筒は**下記記載の送付先**へお送りください。
- ・後退杭・中心杭の場合の郵送については担当者にご相談ください。

6. 後退整備後の後退鋏・杭等の設置



- ・後退整備が終わりましたら、支給した後退杭等を設置してください。

7. 後退済の連絡



- ・後退杭等の設置後、建築審査課に**整備完了の電話連絡**をお願いします。

8. 担当による現地確認

- ・担当者が現地確認をさせていただきます。現地立ち合いは不要です。

川崎市役所 まちづくり局指導部建築審査課

意匠担当

川崎区、幸区 044-200-3016

中原区、高津区 044-200-3020

宮前区、多摩区、麻生区 044-200-3045

【返信用封筒の送付先】

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

本庁舎18階

建築審査課 狭あい協議担当宛て